

事業主の皆さまへ

日本年金機構からのお知らせ

平成30年3月からの届書提出にかかる注意事項

- これまで基礎年金番号を記載して届け出ていただいていた「資格取得届」、「資格喪失届」などの各種届出にはマイナンバーを記載して届け出ていただくこととなります。
 - ◆従業員の方からマイナンバーを取得する際は、マイナンバー法の本人確認が必要です。
 - ◆「資格取得届」にマイナンバーを記載いただくことで住所の記載を省略できます。(船員保険の被保険者を除く。)ただし、住民票上の住所と異なる住所(居所)にお住いの場合は、別途住所変更届が必要となります。
- 日本年金機構が、マイナンバーを活用して住基ネットから住民票の氏名及び住所の変更情報を取得することにより、被保険者の住所変更届及び氏名変更届の届出が不要となる予定です。
 - ◆住所変更、氏名変更の届出省略の実施時期や詳細につきましては、日本年金機構ホームページでお知らせしています。
- 平成30年3月5日から届書様式が変更になります。変更となる届書については、変更後の様式を使用してください。(様式統合、個人番号欄追加、様式レイアウトがA4縦判化等の変更があります。)
 - ◆2月までに機構から送付された届書様式については、使用することができます。
- 電子媒体、電子申請で提出される場合は、新バージョンの「届書作成プログラム」をダウンロードのうえご提出ください。(詳細は同封の「電子申請・電子媒体申請を利用される皆さまへ」をご参照ください。)

▼様式統合となる主な届書

旧届書		新届書
・健康保険 厚生年金保険 被保険者資格取得届 ・厚生年金保険 70歳以上被用者該当届	⇒	・健康保険 厚生年金保険 被保険者資格取得届／厚生年金保険 70歳以上被用者該当届
・健康保険 厚生年金保険 被保険者資格喪失届 ・厚生年金保険 70歳以上被用者不該当届	⇒	・健康保険 厚生年金保険 被保険者資格喪失届／厚生年金保険 70歳以上被用者不該当届
・健康保険 被扶養者(異動)届 ・国民年金 第3号被保険者関係届	⇒	・健康保険 被扶養者(異動)届／国民年金 第3号被保険者関係届 ※複写様式から単票様式に変更となります。
・健康保険 厚生年金保険 被保険者賞与支払届 ・厚生年金保険 70歳以上被用者賞与支払届	⇒	・健康保険 厚生年金保険 被保険者賞与支払届／厚生年金保険 70歳以上被用者賞与支払届
・健康保険 厚生年金保険 被保険者月額変更届 ・厚生年金保険 70歳以上被用者月額変更届	⇒	・健康保険 厚生年金保険 被保険者月額変更届／厚生年金保険 70歳以上被用者月額変更届
・健康保険 厚生年金保険 被保険者算定基礎届 ・厚生年金保険 70歳以上被用者算定基礎届	⇒	・健康保険 厚生年金保険 被保険者算定基礎届／厚生年金保険 70歳以上被用者算定基礎届

※上記の届書以外にも育児休業、産前産後休業の申出等変更となる届書があります。詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。

「被保険者資格取得届」及び「被保険者資格喪失届」にかかる注意事項

- 被保険者となる方が入社された場合は、「被保険者資格取得届」をご提出ください。なお、提出の際に「年金手帳」の添付は不要となります。
- 被保険者が退職された場合は、「被保険者資格喪失届」をご提出ください。なお、退職した際の資格喪失日は、退職日の翌日となりますのでご注意ください。



◆年金委員制度のご案内

年金委員とは、厚生年金及び国民年金に関する適用・給付・保険料などについて、会社や地域において啓発、相談、助言などの活動を行う民間協力員です。年金委員は、会社の事業主や市町村等からの推薦により厚生労働大臣が委嘱します。活動範囲により、「職域型」と「地域型」の2つに区分され、「職域型」は主に適用事業所内、「地域型」は自治会などの地域において活動していただいております。

年金委員を設置されていない事業所におかれましては、ぜひ、年金委員の推薦をお願いいたします。

※詳しくは、最寄りの年金事務所までお問い合わせください。

◆年金相談の時間延長と週末相談のご案内

山口県内の各年金事務所では、年金相談の時間延長と週末相談を行っています。

平日（休日明けを除く） 8：30～17：15

月曜日（休日明けの初日） 8：30～19：00

⇒3月5日、12日、19日、26日

週末相談日（第二土曜日） 9：30～16：00

⇒3月10日

平成30年3月						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

※山口県内の各年金事務所・防府年金相談センター（山口年金事務所管理）では、窓口の一部を予約制にしています。

予約の申し込みは「ねんきんダイヤル」へ！！ 0570-05-1165

ねんきんダイヤルに繋がらない場合は、各年金事務所（下記及び出張相談所開設のご案内の電話番号）までお問い合わせください。

・山口年金事務所（予約 ☎ 083-922-5660）

・下関年金事務所（予約 ☎ 083-222-5587）

◆出張相談所開設のご案内

日	時	会 場	管轄年金事務所
3月20日（火）	10:00～16:00	豊浦総合支所	下関年金事務所
3月22日（木）	10:00～16:00	豊北総合支所	
3月23日（金）	10:00～16:00	豊田総合支所	
3月14日（水）	9:30～15:30	【予約制】 光市役所	徳山年金事務所 (☎0834-31-2152)
3月15日（木）	10:00～16:00	【予約制】 田布施町役場	
3月28日（水）	9:30～15:30	【予約制】 下松市役所	
3月14日（水）	9:30～15:30	【予約制】 美祢市役所	宇部年金事務所 (☎0836-33-7111)
3月8日（木）	10:00～16:00	【予約制】 柳井市役所	岩国年金事務所 (☎0827-24-2222)
3月20日（火）	10:00～16:00	【予約制】 周防大島町久賀総合センター	
3月22日（木）	10:00～16:00	【予約制】 柳井市役所	
3月8日（木）	10:00～15:00	【予約制】 長門市役所	萩年金事務所 (☎0838-24-2158)
3月20日（火）	10:00～12:00	【予約可】 萩市役所田万川総合事務所	
3月22日（木）	10:00～15:00	【予約制】 長門市役所	

徳山年金事務所、宇部年金事務所、岩国年金事務所管内および長門市役所での出張年金相談は、【**予約制**】となっています。事前に管轄年金事務所へ電話で予約をお願いします。

※相談にお越しの際には、**年金証書**、**振込通知書**、**年金手帳**や**健康保険被保険者証**などの、本人であることを確認できるものを必ずお持ちください。本人以外の方が相談される場合には、本人からの**委任状**とお見えになる方の本人確認ができる**証明書**（**運転免許証**等）が必要です。